

令和6年能登半島地震検証支援業務委託に係る公募型プロポーザル

質問に対する回答

番号	質問内容	回答
1	<p>仕様書4(1)エについて、4(1)エの業務で、「委託事業者が有する知見・ノウハウを生かしたアの調査結果分析」とあるが、ここで想定されている業務は「ア」を対象、すなわち県職員等へのアンケートの調査結果分析をするという理解でよいか。他方で、エ④では、二次調査の対象者・対象団体の想定として、国・県内19市町村、関係団体とあり、県職員等への二次調査の実施は想定されていないように見受けられる。エで想定されている分析の対象についてご教示いただきたい。</p>	<p>仕様書4(1)エで対象としている調査結果分析の対象は、ア(県職員アンケートの調査結果)だけではなく、二次調査の調査対象(国・県内19市町・関係団体)も含まれます。</p> <p>※調査対象のメインはアの県職員アンケート調査ですが、それらでは網羅できない部分を補完する役割として、二次調査を位置付けており、これらの結果も分析いただきたいと思いますと考えております。</p>
2	<p>仕様書4(2)および別紙2について、仕様書には、二次調査支援の時期として10月～報告書完成までの記載がある一方で、別紙2には、二次調査対応として8月～9月末までという記載もある。想定されている二次調査の時期を確認したい。</p>	<p>二次調査は第1回検証委員会までの期間(8月から9月末まで)がメインの作業期間(繁忙期)と考えておりますが、10月以降も検証委員会からの意見等を踏まえて随時実施していくため、ご指摘のような記載の仕方となっております。結論としては、時期によって作業量の濃淡はあるものの、二次調査期間は8月～報告書完成までとなります。</p>
3	<p>仕様書4(3)エその他運営支援について検証実施要領とはどのような目的で誰がいつ何に使用する書類として想定しているか。検証報告書とは別の成果物の位置づけか。また、別事業等で活用している類似要領例があればお知らせいただきたい。</p>	<p>検証実施要領は、県が10月頃に設置を予定している検証委員会を運営するにあたり定めておくべき委員の役割や会議の意思決定スキームを定めたドキュメントを想定しており、検証報告書とは別の位置づけとなります。具体的に想定される項目は例えば以下のとおりです。仕様書4(3)エの業務には、これらの必要項目のアイデア出しも含まれます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○検証の趣旨、基本方針 ○検証の対象範囲 ○検証の体制 ○検証事務の手順 <p>なお、具体的な参考ドキュメントについては、先行自治体に対し、石川県から依頼し、承諾をいただいた上で契約締結後に受託者へ共有予定です。</p>

令和6年能登半島地震検証支援業務委託に係る公募型プロポーザル

質問に対する回答

番号	質問内容	回答
4	<p>仕様書4（6）および別紙2について、別紙2には、8月以降マニュアルの点検作業について具体的な記載（例：8月、現行マニュアル、体制等の分析）等）があるが、一方で仕様書にはマニュアルの点検作業に関する記載が（「現行マニュアルを研究する」との記載を除き）ないと思われる。別紙2にある【その他（各種マニュアルの点検作業）】は受託者による本業務スコープ内か否かにつき、ご教示いただきたい。</p>	<p>別紙2にある【その他（各種マニュアルの点検作業）】についても業務のスコープ内です。ただし、具体的な作業の内容及び優先順位については、一次調査や二次調査を通じて把握した各種マニュアルのボリューム感や時間的な制約を考慮し、受託者と県で協議した上で最終的に決定します。</p>
5	<p>委託仕様書4（3）について、検証委員会における委員への謝金・会場費・資料印刷代は、県と委託事業者のどちらが負担することになるか。また、委託事業者が負担する場合、委員への謝金に関して石川県として規定額があればご教示いただきたい。</p>	<p>検証委員会委員への謝金は、今回の受託者ではなく、県が支払います。会場費については、県庁舎での開催を想定しているため不要ですが、万が一、民間の貸会議室等の確保が必要になった場合は、費用負担や会場確保の役割分担を県と受託者で協議し、決定します。また、資料印刷代は受託者が負担します。</p>
6	<p>Webフォームと特記仕様書について、委託仕様書「4. 業務内容 1) 国・県・市町・関係団体への一次調査支援」に関して、Webフォームの調達・利用にあたっては、仕様書別紙5「石川県情報調達共通特記仕様書」及び別紙6「石川県個人情報取扱事務委託基準」の遵守が必要とある。本件で個人情報を取得せずにアンケートを実施する場合であっても、別紙5の「9. アクセス制御～15 ログ開発」の内容は考慮する必要があるか。内容を考慮する必要がある場合、本件のWebフォームにおいて独自認証許可の実装が必要、という解釈になる。</p>	<p>本仕様書で想定しているWebフォームは、新規に開発するのではなく、既存のサービスの調達ですので、別紙5の「9. アクセス制御～15 ログ開発」の内容は考慮する必要はありません。</p> <p>【参考：別紙5 1目的-(2) 参照】</p> <p>※システム開発を伴わない場合は、項目名に（開発）と注記されている項目は適用不要</p> <p>※システムの運用・保守を伴わない場合は、項目名に（保守）と注記されている項目は適用不要</p>
7	<p>プレゼンテーションにおいては、7月3日までに提出する企画提案書とは別にプレゼンテーション用の資料（例えば企画提案書の要約版などを準備することは可能か。もしくは、7月3日までに提出する企画提案書をそのままプレゼンテーションで使用することになるか。</p>	<p>プレゼンテーションは、提出した企画提案書で実施し、当日に別途用意した資料の配布は認めません。企画提案書の要約版を用いて説明したい場合は、企画提案書の中に要約版のページを盛り込むようにしてください。</p> <p>【例】</p> <p>（○）企画提案書の中に、『本資料の概要』という項目を設けて、プレゼンテーション内容の概要を説明する。</p> <p>（×）企画提案書とは別の書類で概要資料を作成し配布</p>